

公益財団法人九州経済調査協会における 公的研究費の適正使用に関する行動規範

平成 30 年 6 月 1 日

公益財団法人九州経済調査協会（以下「協会」）は、公的研究費の取扱いに関し、以下の行動規範を定める。研究員等はこれを遵守し、公的研究費を適切に使用するように務めなければならない。

1. 公的研究費の使用にあたっては、法令および関係規則並びにこの行動規範および協会が定める諸規程を遵守する。
2. 公的研究費の原資が公的資金等によって賄われていることを常に留意し、公的研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努める。
3. 研究員等は、公的研究費の適正な執行を確保するため、相互に密接な連携を図る。

以上